



残暑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

誠に勝手ながら**8/19(月)~8/23(金)**は**夏季休業**のため、事務所をお休みいたします。

## 重要情報

### 1. 消費税増税・軽減税率待ったなし

国税庁より8/1付で軽減税率制度に関するQ&Aが改訂され、料理酒や売店附属飲食スペース等の取扱いが示されました。史上初の複数税率の導入に伴い、領収書の法定記載事項も30年ぶりに変わりますのでご注意ください(ママ知識)。

### 2. 2019年の最低賃金改定額出揃う

全国の最低賃金が出そろい、東京都は1013円/時、神奈川県は1011円/時となりました。適用時期は10月となります。なお、最低賃金には諸手当のうち精皆勤手当・通勤手当・家族手当は含めません。

### 3. 電話加入権の除却損計上時期

電話加入権は価値がなくとも帳簿に残りますが、電話回線から光回線等に切替え利用を休止した場合、NTT東日本の場合5年間(最大10年間)を経たあと自動解約となります。解約時期が到来したら忘れずに帳簿から落とす必要があります。

## 元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



【2019.5月韓国ソウル③都市部の生活1】近年の関係悪化に伴う各方面からのネガティブな情報に追従していたわたしの無意識の感情は、実際に訪れ生の人々と直接対面することで、一瞬で払拭されました。おかげで客観的な立場で、感想が言えるようになった気がします。悪口を聞かされ続けると、会ったこともないのに勝手に苦手意識を抱きますが、いざ会ってみると苦手意識は消え、見て感じて判断できるようになります。会ってみることは自浄作用に近いのかもしれない。韓国の都会的なライフスタイルは、世界中見回しても、最も日本に近いと確信しました。海を隔ててこうもそっくりなのだと言います。それだけわたしにとって、韓国は近くて遠いヨソの国でした。アジアに初めて来る欧米人なら都市部を見る限り、日本と韓国の区別はつかないと思います。エレベーターのボタンの操作、行列の並び方、エスカレーターの乗り方、信号の待ち方、雑踏での人の避け方、人々の振る舞いを見る限り、モラルもまったく日本と変わらない気がします。地方に行けばまた違うのですが、他のアジア諸国にあるような手バナや痰吐き、歩き啜えタバコやポイ捨て、公共での飲食、大声や場所の占拠などで気になることはありません。ただ、自動車の運転マナーだけは、この都市生活のモラルに比べると、極端な差があるようです。

## ☆事務所からの連絡☆

## 9月のイベント

重要なイベントは、  
特にございません。  
秋の夜長を  
お楽しみください。



## 税金マメ知識

いよいよ10月の消費税増税が現実味を帯びてきました。中小企業者にとっては、①税率改定の準備、②複数税率レジ(飲食料品販売業者)の準備、③キャッシュレス還元(小売事業者)の準備、④経費レシートの準備がありますのでざっとおさらいしましょう。

①税率改定：原則10月以降に引渡・役務完了の取引から10%での請求となります。契約日や入金日ではなく、引渡・役務完了日で判断します。②複数税率レジ：飲食料品の販売を行う事業者は、複数税率対応レジへの入れ替えや、レジを税率ごとに分ける等の対応が必要です(焼き鳥の外壳8%と中売10%など)、③キャッシュレス還元：中小の小売店はオリンピックまで政府から補助(決済料軽減・顧客5%還元)が受けられます。加盟店であるだけでなく登録手続きが必要です。④経費レシート：日々の事業経費で軽減税率対象品(菓子折り・新聞等)が含まれます。30年間慣れ親しんだレシート領収書等の法定記載事項(宛名・日付・金額・内容・発行店)に税率毎の合計額内訳が追加されます。

## 晩酌のじかん

遅くも夏が到来したと思ったらもうお盆過ぎ…ひと夏の熱気を短期間に凝縮した感じの猛暑続きです。さて、ビールってなんで暑いとうまいんでしょうね！さすがに昼からは飲めませんので、巷で話題になっている濃い旨い麦茶を強炭酸で割って。うーん、のどごしだけは良い「麦茶」…



## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区  
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階  
☎:045-594-6541/凸:045-594-6540  
Mailto:tax.akahane@ksk.red